

日本小学生バドミントン連盟 表彰規程

平成 20 年 5 月 17 日施行

(目的)

第 1 条 日本小学生バドミントン連盟において、本連盟の発展のために顕著な業績のある個人及び団体の名誉を表彰する。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰は日本小学生バドミントン連盟の普及振興に功労のあったものに功労賞を、技能記録等の優秀なものに優秀選手賞を授与する。

(選考)

第 3 条 理事長・副理事長・専門部長からなる選考会で選考し会長がこれを決定する。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、賞状及び副賞を授与する。

(規程の改廃)

第 5 条 本規程の改廃は常任理事会の承認を得なければならない。